

「IP網への移行後における音声接続料の在り方」 事業者ヒアリングに関するご説明資料

公開ヒアリング

2020年11月17日
ソフトバンク株式会社

1. 着信接続料規制の制度設計

(1) 着信接続料規制の導入により対応すべき課題

- 着信接続料の設定について、少なくとも全事業者が一律に順守すべき規律を導入することにより、事業者間の協議難航の是正に繋がるか。もしも協議難航の是正に繋がらないと考える場合は、その理由。

(2) 着信接続料の算定方式等

2. メタルIP電話とひかり電話の接続料

(1) 接続料の考え方

(2) 接続料の算定方式等

論点

(1) 着信接続料規制の導入により対応すべき課題

- 着信接続料の設定について、少なくとも全事業者が一律に順守すべき規律を導入することにより、事業者間の協議難航の是正に繋がるか。もしも協議難航の是正に繋がらないと考える場合は、その理由。

弊社の考え

- 固定通信事業者間においては、接続料算定の考え方の相違等を起因として、長期に亘り合意に至っていない事例があることから、非規制事業者も一律に順守する何らかの規律を導入することは、事業者間協議の難航に対する解消手段になり得るものと考えます。
- また、規律の内容については、事業者間の公平性等の観点から、適正なコスト回収が担保されている実際費用方式が基本と考えます。仮に実際費用方式で算定することが困難な事業者については、指定事業者が算定した接続料をベンチマークとして、同額設定し代用することが考えられます。※
- なお、モバイル通信事業においては、現状協議が難航している事実はありません。

※ ボトルネック性に起因する独占市場にある固定通信事業と、ボトルネック性を有さず競争環境下にあるモバイル通信事業においては指定設備制度の成り立ちが異なることから、本来同一の規制を当て嵌めることは適当ではないと考えます。

論点

(2) 着信接続料の算定方式等

- 着信接続料を設定する各事業者に、どのような着信接続料の算定方式を適用すべきか。（具体的な算定方式について、理由とともに示すこと。）
- 着信呼市場における市場支配力に基づく着信接続料規制としては、事業者間公平性の観点から、各事業者に統一した算定方式を適用すべきか。
- 着信接続料の算定に関して、算定方式決定後に考慮、検討すべき事項。

弊社の考え

- 事業者間の公平性の観点や、特にモバイル通信においては5G等の大規模設備投資が今後も継続的に発生することを踏まえると、本来、適正なコスト回収が担保されている実際費用方式が基本と考えます。
- 特にpureLRIC方式に関しては、自網内呼や発信呼間とのコスト負担の公平性観点において不適切であり、自網内呼や発信呼が全共通コストを負担することにより却って利用者料金低廉化の妨げとなるリスクも存在します。【補足1】
- また、モデル検討や算定に係る多大な運用コストに比して得られる効果は限定的と想定されることから導入すべきではないと考えます。
- なお、その他方式の例として、ビル&キープ方式については、将来的に音声トラヒックが大幅に減少していった場合は検討余地があるものの、現時点においては事業影響が多大であることや、そもそも適正なコスト回収という基本的な考えに沿わない方式であることから、導入には反対の立場です。（※次ページに続く）

論点

(2) 着信接続料の算定方式等

- 着信接続料を設定する各事業者に、どのような着信接続料の算定方式を適用すべきか。（具体的な算定方式について、理由とともに示すこと。）
- 着信呼市場における市場支配力に基づく着信接続料規制としては、事業者間公平性の観点から、各事業者に統一した算定方式を適用すべきか。
- 着信接続料の算定に関して、算定方式決定後に考慮、検討すべき事項。

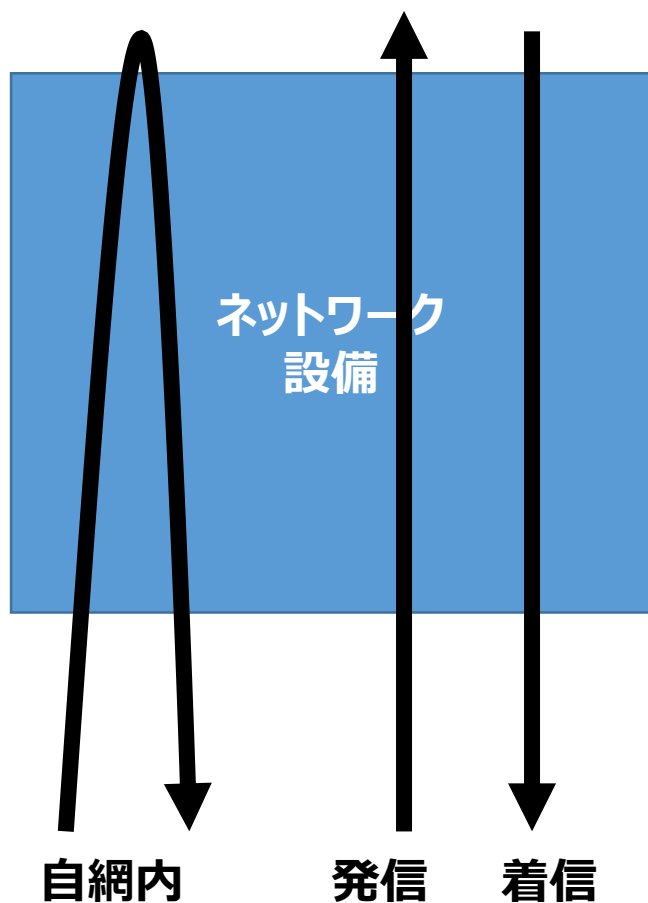
弊社の考え

(※前ページからの続き)

- ・ 仮に、固定とモバイルで統一算定方式のルールを設ける必要がある場合においては、コア網（GC局より上位を想定）に限定し共通モデル化することは検討の余地があると考えます。【補足2】
- ・ 但し、モバイルの基地局等無線区間については、事業者規模や設備設計に係る差異（契約者数、基地局数、サイト数、設置時期等）が大きいため、事業者統一の接続料ではなく実際費用方式を維持する必要があると考えます。【補足2】
- ・ 加えて、仮に算定方式を変更する場合には、収支影響等を踏まえ、何らかの経過措置（激変緩和措置）が必要と考えます。また、前述のとおり、仮に実際費用方式で算定することが困難な事業者については、指定事業者が算定した接続料をベンチマークとして同額設定し代用することが考えられます。（例：固定はLRIC方式、モバイルは実際費用方式）

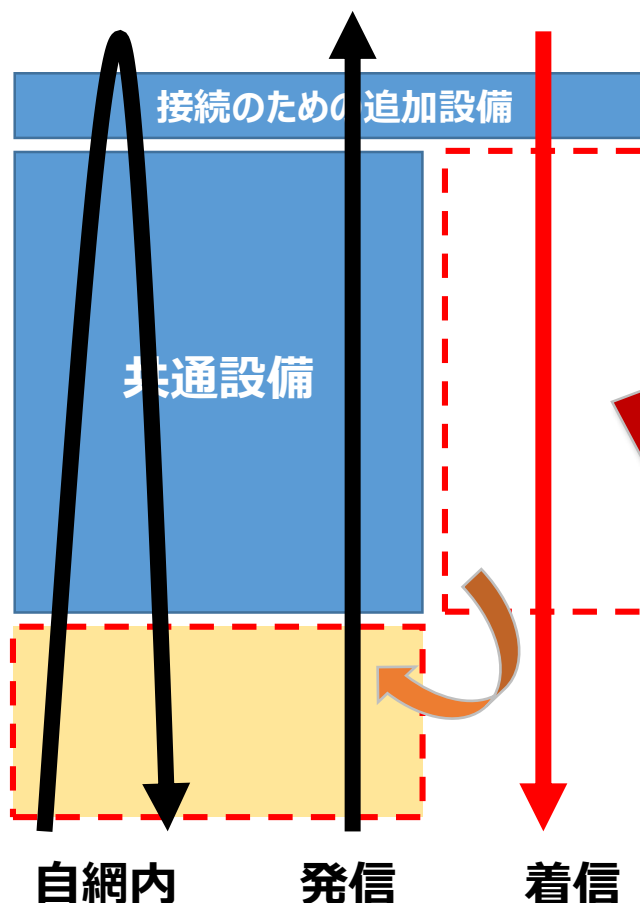
現行

(音声呼の中で均一に費用負担)



pureLRIC

(着信呼は共通コスト負担せず)

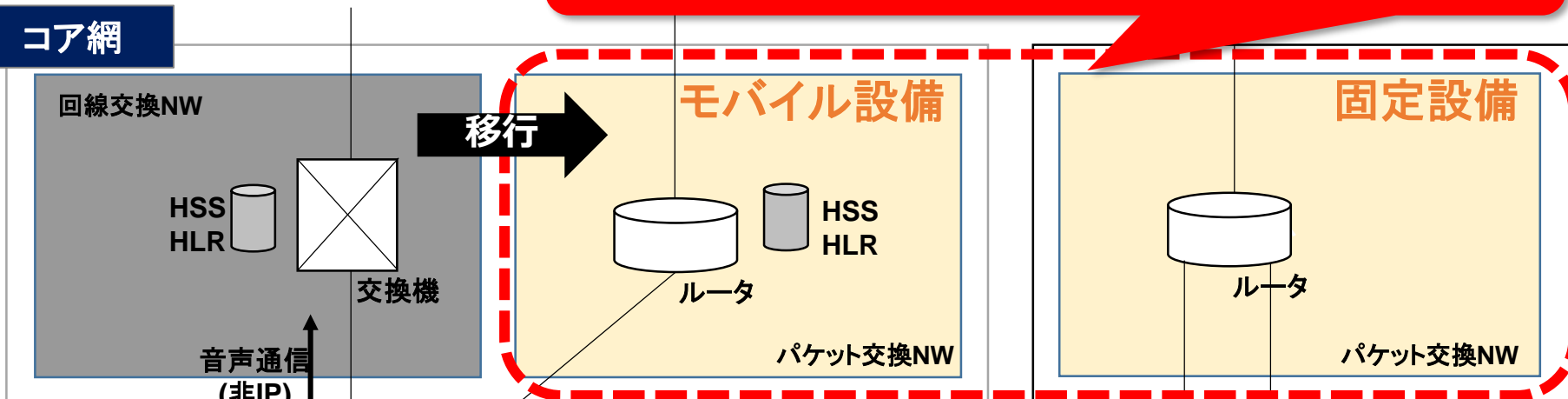


同一設備を利用するにも係わらずコスト負担しない

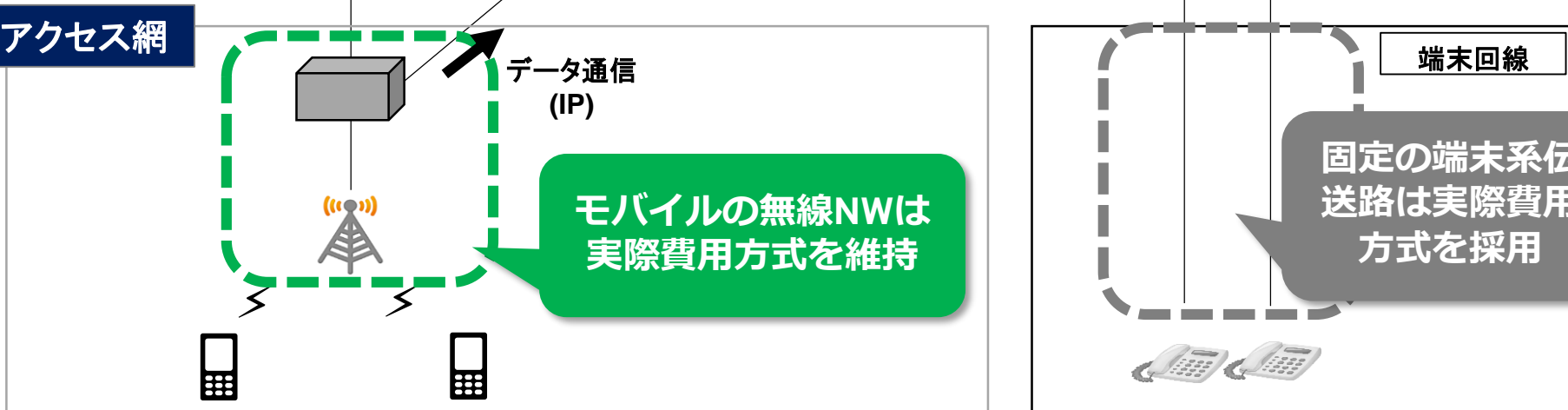
→コスト負担の公平性が課題

事業者共通モデルの検討余地があるとする範囲
(例えば、平均費用IPモデル等)

コア網



アクセス網



論点

(1) 接続料の考え方

- IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一接続料として算定するべきか。(理由とともに示すこと。)
- IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話への着信について、着信側事業者であるNTT東日本・西日本は、いずれの電話に対する着信であるかをいつどのように判別して精算を行うか。また、発信側事業者は、いずれの電話に対する発信であるかをいつどのように認識し精算を行うか。

弊社の考え

- メタルIP電話とひかり電話の接続料は、以下の理由から同一接続料として算定すべきと考えます。
 - ① 接続料を別にした場合、将来メタルIP電話がひかり電話に巻き取られていくことも考慮すると、メタルIP電話着の接続料が大幅に上昇することが懸念される。その場合、発信利用者から見てメタルIP電話着とひかり電話着の区別がつかないにも関わらず、メタルIP電話着への通話料金の値上げといった検討も必要となる可能性がある。
 - ② NW構成的にはメタルIP電話とひかり電話で多くの設備を共有することを踏まえれば、同一接続料として算定することが合理的である。
 - ③ 同一接続料にすることにより、精算運用負荷の軽減や、接続料に関する事業者間協議の負荷軽減に繋がる(非規制事業者がNTT東西殿の料金をベンチマーク料金として適用する際に、どちらの料金をベンチマークとするのかで協議が難航することを回避)
- 発信側事業者は、事業者間で送受信するSIP信号においてメタルIP電話とひかり電話では別々のパラメータが設定され送信されてくるため、いずれの電話かを認識し精算を実施することは可能です。

論点

(2) 接続料の算定方式等

- **メタル I P 電話とひかり電話の接続料に適用すべきと考える具体の算定方式・適用範囲。**
(両電話の接続料を同一接続料として算定する場合を含む。)

弊社の考え

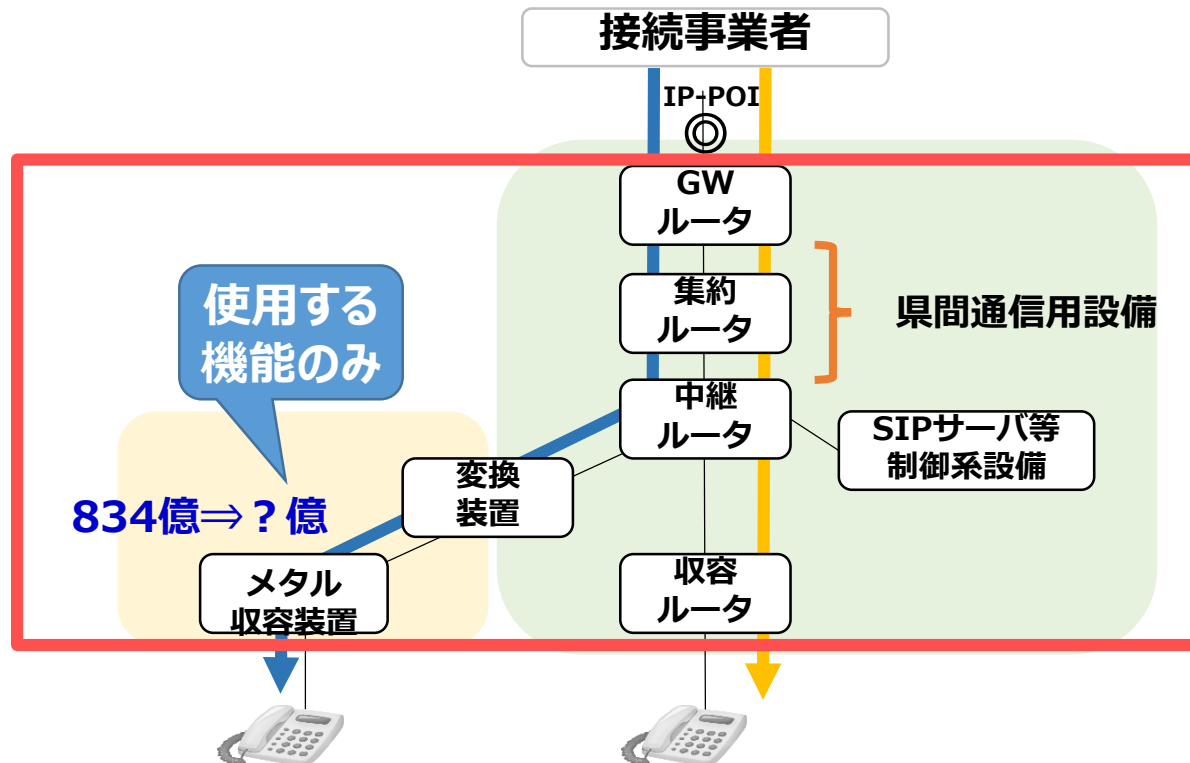
- **メタルIP電話に係るメタル収容装置（加入者交換機）のコストが原価の大部分を占める（834億円^(※)）と想定されるため、採用すべき算定方式はメタル収容装置及び変換装置等の今後のコスト見通しを踏まえ議論していく必要があると考えます。**
- **具体的には、メタル収容装置及び変換装置等のコストが十分に下がっていく見込みがあれば実際費用方式で算定する方法も考えられますが、低廉化していかないようであればLRICの導入も検討すべきと考えます。**
- **なお、メタル収容装置は従来の加入者交換機の加入者収容インターフェースのみを利用する理解ですが、利用しない機能については減損等の適切な会計処理を実施すべきと考えます。**
- **接続料金の適用範囲は次ページの通りで考えています。**

(※)FY20加入者交換機能の接続料原価（き線点RT-GC間伝送路233億を含む）

論点

(2) 接続料の算定方式等

- メタル I P 電話とひかり電話の接続料に適用すべきと考える具体の算定方式・適用範囲。(両電話の接続料を同一接続料として算定する場合を含む。)
- 同一接続料として算定する際の適用範囲は以下の赤枠の通りです。(メタル収容装置については使用する機能のコストのみを原価に含める)



EOF